

東京都公報

発行
東京都

目次

29

規則

- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部政課）…一
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部市町村課）…一
- 東京都行政手続条例施行規則の一部を改正する規則……………（デジタルサービス局DX協働事業部デジタル手続推進課）…一
- 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…二
- 東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地地区画整理事業施行細則等を廃止する規則……………（都市整備局市街地整備部管理課）…四
- 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例施行規則……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…四
- 多摩都市計画多摩土地地区画整理事業施行細則を廃止する規則……………（都市整備局多摩まちづくり政策部多摩ニュータウン課）…九

規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十八号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「二の項ル」を「二の項ヨ」に改め、同表十七の二の項中「三五の三の項ネ」を「三十五の三の項ウ」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十九号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「二の項ル」を「二の項ヨ」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十号

東京都行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

東京都行政手続条例施行規則（平成七年東京都規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）

第二条 東京都行政手続条例第十五条第四項（同条例第二十二條第三項（第二十五條において準用する場合を含む。）及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同条例第十五條第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十一号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年東京都規則第六十九号）の一部

を次のように改正する。

第三条中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十二号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都宿泊税条例施行規則（平成十四年東京都規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式を次のように改める。

域内に現に設置されている電柱又は電線を使用し続けることがやむを得ないと認められるとき。

二 前号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めるとき。

(無電柱化実施計画届出書)

第五条 条例第四条第一項及び第二項の規則で定める日は、開発許可(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十条第一項に規定する開発許可をいう。以下同じ。)の申請書を知事に提出する日とする。

2 条例第四条第一項及び第二項の規定による届出は、無電柱化実施計画届出書(別記第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

一 無電柱化の実施に係る工事の内容を明示した図面

二 電線を管理することとなる事業者との協議の状況に関する書類

三 無電柱化の実施に係る事業費の概算額に関する書類

四 無電柱化の実施に係る工程を明示した書類

五 その他知事が必要と認める書類

3 条例第四条第三項の規定による届出は、無電柱化実施計画変更届(別記第二号様式)に、前項各号に掲げる書類のうち知事が必要と認めるものを添付して提出することにより行うものとする。

4 条例第四条第三項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 開発区域(第一項の申請書に係る都市計画法第四条第十三項の開発区域をいう。以下同じ。)の面積の変更

二 予定建築物等の用途の変更

三 工事施行者の住所(法人にあつては、その事務所の所在地)及び氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)の変更

四 工事着手及び工事完了予定年月日の変更

(調査の実施の通知等)

第六条 条例第五条第三項に規定する調査の実施の通知及び協力を得るための必要な

請は、別記第三号様式により通知することにより行うものとする。

2 条例第五条第三項の身分を示す証明書は、別記第四号様式によるものとする。

(無電柱化の実施に関する指導等の対象から除かれる場合)

第七条 条例第六条第二項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合であつて、当該各号に該当するときとする。

一 条例第四条第一項の規定による届出を行う場合 次のいずれかに該当するとき。

イ 第三条第一号ロ又はハに該当するとき。

ロ 第三条第二号に該当するとき。

ハ 第四条第一号に該当するとき。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めるとき。

二 条例第四条第三項の規定による届出を行う場合 前号イ、ロ又はニに該当するとき。

(公表)

第八条 条例第七条第一項及び第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の広く都民に周知する方法により行うものとする。

2 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 開発許可を受けた者の住所(法人にあつては、その事務所の所在地)及び氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

二 開発区域に含まれる地域の名称

三 開発区域の面積

四 無電柱化の実施の有無

五 開発道路(宅地開発により整備する道路をいう。)及び無電柱化設備の管理の方式

六 無電柱化を実施しない場合にあつては、その理由

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第七条第三項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

二 勧告の原因となつた行為の内容

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第九条 条例第七条第四項の意見を述べる機会（次項及び第五項において「意見陳述の機会」という。）におけるその方法は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 知事は、条例第六条第三項又は第四項の勧告を受けた者に対して意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対して、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- 一 公表しようとする内容
- 二 公表の原因となる事実

三 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 前項の規定による通知を受けた者（第五項及び第七項において「当事者」という。）又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対して、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 知事は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。

7 知事は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第七条第三項の規定による公表をすることができる。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別記
第1号様式（第5条関係）
（表面）

無電柱化実施計画届出書

受付番号（東京都使用欄）

年 月 日

東京都知事 殿

届出者（開発許可申請者）

住所 〒
氏名

法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発許可申請に係る事項

開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	㎡
予定建築物等の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅（一戸建て） <input type="checkbox"/> 専用住宅（共同住宅） <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 寄宿舍 <input type="checkbox"/> 下宿 <input type="checkbox"/> 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事施行者の住所及び氏名	〒
工事着手及び工事が完了予定年月日	工事着手： 年 月 日 工事が完了： 年 月 日
開発許可を申請した区域における無電柱化に係る事項	<input type="checkbox"/> 実施する（地中化する。引込柱の有無： <input type="checkbox"/> 有（ 本） / <input type="checkbox"/> 無（ ） <input type="checkbox"/> 実施する（非地中化により実施する。 <input type="checkbox"/> う回配線 / <input type="checkbox"/> 屋側配線） <input type="checkbox"/> 実施しない 理由（下記から選択、⑤の場合は具体的な理由を記載） <input type="checkbox"/> ① 開発道路の幅員の深さが、無電柱化するには浅いため <input type="checkbox"/> ② 開発道路の延長が、無電柱化するには短いため <input type="checkbox"/> ③ 開発道路の幅員が著しく狭く、電線を地下に埋設する空間が確保できないため <input type="checkbox"/> ④ 既に地下に埋設されている占有物件等が多数あり、電線を開発道路の地下に埋設する空間が確保できないため <input type="checkbox"/> ⑤ その他（ ）
無電柱化の実施の有無	
開発道路及び無電柱化設備の管理の方法	無電柱化する開発道路の管理区分： <input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> 電線管理者管理 <input type="checkbox"/> 自治会管理 無電柱化設備の維持管理： <input type="checkbox"/> 自治体移管 <input type="checkbox"/> 自治会管理
事務担当者の連絡先	
住所及び氏名（法人の場合は事務所の所在地、名称及び所属）	電話 メールアドレス（任意）

(裏面)

《添付資料》

- 無電柱化の実施に係る工事の内容を明示した図面 (配線計画平面図 標準横断面図 その他)
- 電線を管理することとなる事業者との協議の状況に関する書類 (協議記録簿 その他)
- 無電柱化の実施に係る事業費の概算額に関する書類
- 無電柱化の実施に係る工程を明示した書類
- その他* ()

※表面の「無電柱化の実施の有無」で「実施しない」とした場合には、実施しない理由を示す図面、写真等を資料として添付してください。

【留意事項】

- 1 下線を付した事項は、東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第7条第1項の規定により公表します。
- 2 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第7条第1項の規定により、知事は、本届出があったときは、公表事項を速やかに公表するものとしていきます。
- 3 本届出の内容は、条例の施行のほか、無電柱化の推進に関する施策の実施に当たつての基礎資料及び連絡先として利用する場合がありますが、行政目的以外に利用することはありません。

【受付欄】

受付年月日	年 月 日	開発許可日	年 月 日
開発許可自治体		開発許可番号	
備考			

第2号様式 (第5条関係)

(表面)

無電柱化実施計画変更届 (第 回変更)

東京都知事 殿

受付番号 (東京都使用欄)

年 月 日

届出者 (開発許可申請者)

住所 〒
氏名
法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

====以下は、前回届出時から変更があった箇所のみ記載してください。====

開発許可申請に係る事項

開発区域に含まれる地域の名称	
----------------	--

開発許可を申請した区域における無電柱化に係る事項

- 実施する (地中化する。引込住の有無: 有 (本) / 無)
- 実施する (非地中化により実施する。 う回配線 / 屋根配線)
- 実施しない

理由 (下記から選択。⑤の場合は具体的な理由を記載)

- ① 開発道路の掘削の深さが、無電柱化するには浅いため
- ② 開発道路の延長が、無電柱化するには短いため
- ③ 開発道路の幅員が著しく狭く、電線を地下に埋設する空間が確保できないため
- ④ 既に地下に埋設されている占用物件等が多数あり、電線を開発道路の地下に埋設する空間が確保できないため
- ⑤ その他 ()

開発道路及び無電柱化設備の管理の方式	無電柱化する開発道路の管理区分: <input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道	<input type="checkbox"/> 電線管理者管理	<input type="checkbox"/> 自治体管理
	無電柱化設備の維持管理: <input type="checkbox"/> 自治体移管		

事務担当者の連絡先

住所及びO氏名 (法人の場合は事務所の所在地、名称及び所属)

電話
メールアドレス (任意)

(裏面)

- 《添付資料1》無電柱化を「実施しない」から「実施する」に変更したときのみ添付してください
- 無電柱化の実施に係る工事の内容を明示した図面（配線計画平面図 標準横断面図 その他）
 - 電線を管理することとなる事業者との協議の状況に関する書類（協議記録簿 その他）
 - 無電柱化の実施に係る事業費の概算額に関する書類
 - 無電柱化の実施に係る工程を明示した書類

《添付資料2》

無電柱化を「実施する」から「実施しない」に変更したときは、実施しない理由を示す図面、写真等を添付してください。

【留意事項】

- 1 下線を付した事項は、東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第7条第1項の規定により公表します。
- 2 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第7条第1項の規定により、知事は、本届出があったときは、公表事項を速やかに公表するものとしています。
- 3 本届出の内容は、条例の施行のほか、無電柱化の推進に関する施策の実施に当たつての基礎資料及び連絡先として利用する場合がありますが、行政目的以外に利用することはありません。

【受付欄】

受付年月日	年 月 日	開発許可日	年 月 日
開発許可自治体		開発許可番号	
備考			

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日

殿

東京都知事

調査実施通知書

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第5条第3項の規定により、下記のとおり調査を実施するので通知します。

記

- 1 対象となる宅地開発区域
- 2 調査の実施予定日
- 3 調査を行う者の人数 名
- 4 必要となる書類
- 5 担当者及び連絡先

第4号様式(第6条関係)

(表)

調査員証	第 号
所属部署名	
職 名	
氏 名	
生年月日	

上記の者は、東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第5条第3項の規定に基づき調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日発行 (年 月 日まで有効)

東京都知事

大きさ 縦5.5センチメートル
横9.1センチメートル

(裏)

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例(令和8年東京都条例第32号)(抜粋)

(調査等)

第5条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各項の規定による届出を行った者に対し、当該届出に係る宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について必要な報告を求め、又は当該者の協力を得て、その職員又はその委任した者(以下「職員等」という。)に、当該宅地開発区域に立ち入り、調査させることができる。

2 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出を要する者から正当な理由がなく届出がなない場合においては、当該者に対し、前項の例により、報告を求め、又は職員等に調査させることができる。

3 前2項の規定により宅地開発区域に立ち入り、調査しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ調査の実施を通知し、第1項の協力を得るための必要な要請を行うとともに、調査の実施に際しては、身分を示す証明書を開示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

多摩都市計画多摩土地区画整理事業施行細則を廃止する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十五号

多摩都市計画多摩土地区画整理事業施行細則を廃止する規則

多摩都市計画多摩土地区画整理事業施行細則(昭和四十四年東京都規則第十一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

